2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　肥料の名称の変更

登録番号　生第86342号

変更前　スーパーグロス８－４－４

変更後　コスモ液肥１号

2　輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　輸第5706号

変更前　株式会社オーシマ　栃木県下都賀郡大平町大字土与215番地

変更後　株式会社オーシマ小野商事　栃木県栃木市大平町土与215番地

○国土交通省告示第四百三十七号

長野県厚生農業協同組合連合会から佐久総合病院佐久医療センターヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置の目的　緊急医療活動等の諸活動に迅速かつ効率的に対処するため（非公共用）

二　申請者の氏名及び住所　長野県厚生農業協同組合連合会　長野県長野市大字南長野北石堂町千百七十七番地三

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　佐久総合病院佐久医療センターヘリポート　長野県佐久市　北緯三十六度十五分八秒　東経百三十八度二十八分二十秒（標高七百一・七メートル）

四　空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　空港等予定地　長野県佐久市中込字西大堰手前三千四百番二十八ほか五筆

ロ　空港等予定地の所有者の氏名及び住所　長野県厚生農業協同組合連合会　長野県長野市大字南長野北石堂町千百七十七番地三

五　空港等の種類及び滑走路の強度

イ　空港等の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度

(1)　滑走路Ａ　全備重量五・四トンに耐える強度

(2)　滑走路Ｂ　全備重量五・四トンに耐える強度

六　空港等の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積九百九十八平方メートル）

七　着陸帯

イ　着陸帯Ａ　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十一メートル　幅二十一メートル）

ロ　着陸帯Ｂ　第一図及び第三図のうち、ホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十一メートル　幅二十一メートル）

八　進入区域

イ　着陸帯Ａの進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヌ、リ及びイ並びにハ、ニ、ヲ、ル及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

ロ　着陸帯Ｂの進入区域　第三図のうち、ホ、ヘ、カ、ワ及びホ並びにト、チ、タ、ヨ及びトの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

九　進入表面

イ　着陸帯Ａの進入表面　第二図のうち、着陸帯の一辺（イロ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二分の一のこう配を有する平面及び着陸帯の一辺（ハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

ロ　着陸帯Ｂの進入表面　第三図のうち、着陸帯の一辺（ホヘ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二分の一のこう配を有する平面及び着陸帯の一辺（トチ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

十　転移表面

イ　着陸帯Ａの転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イリ及びニヲ並びにロヌ及びハル）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イリ及びニヲ並びにヌレ、レソ及びソツ）及び進入表面の斜辺（イリ及びニヲ並びにロヌ及びハツ）又は着陸帯の二辺（イニ並びにロハ）により囲まれる部分

ロ　着陸帯Ｂの転移表面　第三図のうち、進入表面の斜辺（ホワ及びチタ並びにヘカ及びトヨ）を含む平面及び着陸帯の二辺（ホチ及びヘト）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（ホヤ及びチク並びにヘム及びトウ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ワヤ、ヤク及びクオ並びにカム、ムウ及びウノ）及び進入表面の斜辺（ホワ及びチオ並びにヘカ及びトノ）又は着陸帯の二辺（ホチ及びヘト）により囲まれる部分

十一　水平表面　第二図及び第三図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（マの線）で囲まれた部分

十二　空港等の施設の概要

イ　滑走路

(1)　滑走路Ａ

ａ　長さ　二十一メートル

ｂ　幅　二十一メートル

ｃ　方位　北八十四度四十三分二十一秒東（真方位）

ｄ　舗装の種類　セメントコンクリート舗装

(2)　滑走路Ｂ

ａ　長さ二十一メートル

ｂ　幅　二十一メートル

ｃ　方位　北三百五十四度四十三分二十一秒東（真方位）

ｄ　舗装の種類　セメントコンクリート舗装

ロ　その他

(1)　航空機の脱落防止施設　一式

(2)　燃料の流出防止施設　一式

(3)　飛行場標識施設　一式

十三　設置予定の航空保安施設の概要　航空灯火　一式

十四　供用開始の予定期日　平成二十五年十二月一日